

千葉県地域運営拠点支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存公共施設の余裕空間を地域運営委員会の活動拠点として活用することにより、地域が安定的・継続的に活動できるように支援する千葉県地域運営拠点支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の所管)

第2条 本事業に係る所管は、市民局市民自治推進部市民自治推進課及び各区役所地域づくり支援課（以下「区」という。）とし、事務の分担は別表のとおりとする。

2 本事業は、既存公共施設を管理する所管課と連携して実施するものとする。

(対象団体)

第3条 本事業の支援を受けることができるものは、千葉県地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱第4条第2項に該当する地域運営委員会又は同条第1項第1号若しくは第2号に該当する地域運営委員会の設立準備団体（以下「地域運営委員会等」という。）とする。

(対象施設)

第4条 本事業の対象となる施設は、現に使用しておらず、将来的にも使用しないと見込まれる市有の既存公共施設の余裕空間（跡施設を含む。）であって、原則として、次の各号の条件を満たすもの（以下「拠点施設」という。）とする。

- (1) 大規模な施設改修を伴わずに使用することが可能であること。
- (2) 既存公共施設の本来事業に支障を及ぼさないこと。
- (3) 本来事業部分との管理上の切離しが可能であること。
- (4) 現に既存公共施設を管理する所管課の承諾が得られること。

(拠点支援の方法)

第5条 拠点支援の方法は、既存公共施設を管理する所管課から区が拠点施設の移管を受け、普通財産とした上で、地域運営委員会等に対し、千葉県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項の規定に基づく無償貸付を行うことを原則とする。

(貸付けの申請手続)

第6条 地域運営委員会等は、拠点施設を借り受けようとするときは、普通財産借受申請書及び普通財産貸付料減額・免除申請書を区に提出するものとする。

(使用目的)

第7条 地域運営委員会等は、拠点施設を、地域運営委員会の活動拠点として使用するほか、地域住民の地域活動又は交流の場として使用するものとする。

2 地域運営委員会等は、拠点施設を次の用途には使用しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした利用
- (2) 営利目的による利用
- (3) 公序良俗に反する利用
- (4) 危険な行為を伴う利用
- (5) その他、拠点施設の管理上、支障がある利用

(自主運営・自主管理)

第8条 地域運営委員会等は、拠点施設の使用にあたっては、既存公共施設の本来事業に支障を及ぼさない範囲で、自ら使用のルールを定め、自主的に運営及び管理を行うものとする。

(費用負担)

第9条 光熱水費、清掃費、修繕費、植栽管理費等拠点施設の使用及び維持管理に必要な費用（法定点検・定期保守点検費、機械警備費、大規模修繕費及び火災保険料を除く。）は、地域運営委員会等が負担するものとする。

(事故責任)

第10条 拠点施設の利用により生じた事故については、地域運営委員会等の責任において処理するものとする。

(利用実績の記録)

第11条 地域運営委員会等は、拠点施設の利用状況を記録し、備え置くものとする。

(他の施設への準用)

第12条 この要綱は、既存公共施設以外の市の施設を活用する場合に準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

所管課	担当事務
市民局市民自治推進部 市民自治推進課	(1) 拠点施設の使用に係る施設所管課との協議に関すること。 (2) 拠点施設の初期改修に関すること。
各区役所地域づくり支 援課 (各区内の拠点施設に 関することに限る。)	(1) 拠点施設の使用に係る要望、相談の受付に関すること。 (2) 拠点施設の貸付けに関すること。 (3) 拠点施設の管理運営に関する助言・指導に関すること。 (4) 拠点施設の維持管理に関すること。(清掃、小破修繕等を除く。)

(注) 担当事務の定めのない事務については、両課の協議によるものとする。